四日市市教委訓令第１号

　四日市市立学校文書取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

　　平成３１年３月２６日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　四日市市教育長　葛　西　文　雄

　　　四日市市立学校文書取扱規程の一部を改正する規程

　四日市市立学校文書取扱規程（平成１５年四日市市教委訓令第１号）の一部を次のように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
| 別表（第７条関係）文書の記号

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 学校（幼稚園）名 | 　　記号 |
| 小学校 | （略） |
| 笹川小学校 | 　　笹川小 |
| 常磐西小学校 | 　　常西小 |
| （略） |
| 中学校 | （略） |
| 幼稚園 | （略） |
| 富田幼稚園 | 　　富田幼 |
| 海蔵幼稚園 | 　　海蔵幼 |
| （略） |

 | 別表（第７条関係）文書の記号

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 学校（幼稚園）名 | 記号 |
| 小学校 | （略） |
| 笹川東小学校 | 　　笹東小 |
| 常磐西小学校 | 　　常西小 |
| 笹川西小学校 | 　　笹西小 |
| （略） |
| 中学校 | （略） |
| 幼稚園 | （略） |
| 橋北幼稚園 | 　　橋北幼 |
| 富田幼稚園　　 | 　　富田幼 |
| 海蔵幼稚園 | 　　海蔵幼 |
| 納屋幼稚園 | 　　納屋幼 |
| （略） |
| 塩浜幼稚園 | 　　塩浜幼 |
| （略） |

 |

　　　附　則

　この規程は、平成３１年４月１日から施行する。